

特定商品と量目公差

①第1種量目公差

商品の表示量(取引量)		誤差
5g 以上	50g 以下	4%
50g を超え	100g 以下	2g
100g を超え	500g 以下	2%
500g を超え	1kg 以下	10g
1kg を超え	25kg 以下	1%

②第2種量目公差

商品の表示量(取引量)		誤差
5g 以上	50g 以下	6%
50g を超え	100g 以下	3g
100g を超え	500g 以下	3%
500g を超え	1.5kg 以下	15g
1.5kg を超え	10kg 以下	1%

【公差表欄の①】

【公差表欄の②】

特定商品(計量法第12条) (量目公差が定められている商品)		密封特定商品(計量法第13条) 左のうち密封した時に量目標記等が必要な商品	公差表	量目公差が適用される取引量の上限
食肉・加工品	食肉(鯨肉をのぞく)、その冷凍品・加工品	すべて該当	①	5kg
魚介・加工品	魚(魚卵を含む)、貝、いか、たこその他水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く)、それらの冷凍品・加工品			
	(1) 生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍品	冷凍貝柱、冷凍えび	②	5kg
	(2) 乾燥・くん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、または包装したものに限る)、そばろ、みりんぼし、その他の調味加工品	(1) 干しかずのこ、たづくり、素干しえび (2) 煮干し・くん製したもの (3) 冷凍食品(貝、いか、えびに限る) (4) 調味加工品 (たら、たいのそばろ、でんぶ、ういの加工品に限る)	②	5kg
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(1) 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら、キャビア (2) 缶詰、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、節類・削り節類、塩辛製品、ぬか・かす等に漬けたもの	①	5kg	
野菜・加工品	野菜(未成熟の豆類を含む)、その加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く)			
	(1) 生鮮のもの、冷蔵したもの	(すべて非該当)	②	10kg
	(2) 缶詰、びん詰、トマト加工品、野菜ジュース	すべて該当	①	5kg または 5ℓ
	(3) 漬物(缶詰、瓶詰を除く)、冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、または包装したものに限る)	左に掲げるもの (らっきょう漬以外の小切り・細刻していない漬物を除く)	②	5kg
(4) (2)、(3)に掲げるもの以外の加工品	きのこの加工品、乾燥野菜	①	5kg	
果実・加工品	果実、その加工品(果実飲料原料を除く)			
	(1) 生鮮のもの、冷蔵したもの	(すべて非該当)	②	10kg
	(2) 漬物(缶詰、瓶詰を除く)、冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、または包装したものに限る)	すべて該当	②	5kg
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	缶詰、瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター、乾燥果実	①	5kg	
海藻	海藻、その加工品	生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり、のりの加工品以外のもの	②	5kg
惣菜・その他	調理食品			
	(1) 即席しるこ、即席ぜんざい	すべて該当	①	1kg
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰	②	5kg
つくだに	すべて該当	①	1kg	

特定商品(計量法第12条) (量目公差が定められている商品)		密封特定商品(計量法第13条) 左のうち密封した時に量目標記等が必要な商品	公差表	量目公差が適用される 取引量の上限
豆類・加工品	豆類(未成熟のものを除く)、あん、煮豆、その他の豆類の加工品			
	(1) 加工していないもの	すべて該当	①	10kg
	(2) 加工品	あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品、はるさめ	①	10kg
菓子類	菓子類	(1) ビスケット類、米菓、キャンディー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、または付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る) (2) 油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る) (3) 水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る) (4) プリン、ゼリー(缶入りのものに限る) (5) チョコレート(ナッツ類、キャンディー等を入れ、もしくは付けたもの、または細工のものを除く) (6) スナック菓子(ポップコーンを除く)	①	5kg
穀類加工品	精米、精麦	すべて該当	①	25kg
	米粉、小麦粉、その他の穀類	すべて該当	①	10kg
	でん粉	すべて該当	①	5kg
	もち、オートミール、その他の穀類加工品	すべて該当	①	5kg
	ふりかけ、ごま塩、洗いごま、すりごま、いりごま	すべて該当	①	1kg
	めん類	ゆでめん・むしめん以外のもの	②	5kg
調味料	砂糖	細工もの・すき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	①	5kg
	食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング、	すべて該当	①	5kg
	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ、	すべて該当	①	5kg
	しょうゆ、食酢	すべて該当	①	5ℓ
	香辛料	破碎し、または粉碎したもの	①	1kg
	はちみつ	すべて該当	①	5kg
	茶、コーヒー、ココアの調製品	すべて該当	①	5kg
乳製品	牛乳(脱脂乳を除く)、加工乳、乳製品(乳酸菌飲料を含む)			
	(1) 粉乳、バター、チーズ (2) (1)に掲げるもの以外のもの	すべて該当 アイスクリーム類以外のもの	① ①	5kg 5kg または 5ℓ
飲料	飲料(医薬用のを除く)			
	(1) アルコールを含まないもの (2) アルコールを含むもの	すべて該当 すべて該当	① ①	5kg または 5ℓ 5ℓ
食品以外	清涼飲料の粉末	すべて該当	①	1kg
	液化石油ガス	すべて該当	①	10kg または 10ℓ
	灯油(*密封容器でなくても正味量表記が課せられる)	すべて該当	①	25kg
	潤滑油	すべて該当	①	5ℓ
	油性塗料、ラッカー、合成樹脂、シンナー(塗料用のものに限る)	すべて該当	①	5kg または 5ℓ
	家庭用合成洗剤、家庭用洗剤、クレンザー	すべて該当	①	5kg または 5ℓ

(注) 量目公差は、表示量に対して不足しているものについて適用されます。